



福岡医発第 1464 号 (地)
平成 30 年 8 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医療扶助に係る診療依頼書の切り替えについて (お知らせ)

標記診療依頼書につきまして、本年 10 月を切替期間として、別添のとおり切替えを実施する旨、福岡県福祉労働部保護援護課より通知がありました。

切替内容については下記のとおりであり、詳細は別添別紙チラシをご参照ください。

つきましては、本件に関し貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 生活保護法による指定医療機関等に対しては、同課より直接、本年 8 月・9 月分医療券等を送付する際に別紙チラシを同封し送付されますことを申し添えます。
- 2) 本年 9 月頃に別紙チラシを県庁ホームページにも掲載する予定とのことです。
- 3) 本件は、設置主体が福岡県である保健所の管轄区域の町村のみが実施対象です。

記

・変更点：横型、水色 → A6 サイズ (縦型)、黄緑色

※本年 10 月末までは、新旧どちらの診療依頼書でも有効なものとして取扱う。ただし、11 月以降も引き替え手続きが終了していない場合、旧診療依頼書を使用することがあり、その際は、必ず診療依頼書証紙が「確認票」ページに貼付されているかの確認が必要になる。

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

30保援第2010号

平成30年8月1日

公益社団法人

福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部長

(保護・援護課保護医療係)



医療扶助に係る診療依頼書の切り替えについて（お知らせ）

日頃より、生活保護による医療扶助の実施につきまして、格段の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記診療依頼書については、平成30年10月を切替期間として、切り替えを実施することとなりました。

つきましては、生活保護法による指定医療機関及び指定調剤薬局に対しましては、平成30年8・9月分医療券、調剤券を送付する際に、別紙周知文書を同封して送付することとしましたので、お知らせします。

また、周知文書については県ホームページに掲載いたしますので、併せてお知らせいたします。

生活保護法による指定医療機関・調剤薬局へのお願い

診療依頼書の切り替えについて

- ◎ 現在使用している診療依頼書（水色）が、サイズを一新し、新しい診療依頼書（A6サイズ（縦型）、黄緑色）に切り替わります。

※ 診療依頼書（A6サイズ（縦型）、黄緑色）は、平成30年10月から順次、引き替えをしておりますので、平成30年10月末までは、新旧どちらの診療依頼書でも有効なものとして取り扱われますようお願いいたします。ただし、11月以降も引き替え手続きが終了していない場合、旧診療依頼書を使用することがあります。その際は、必ず、診療依頼書証紙が「確認票」ページに貼付されているかご確認願います。

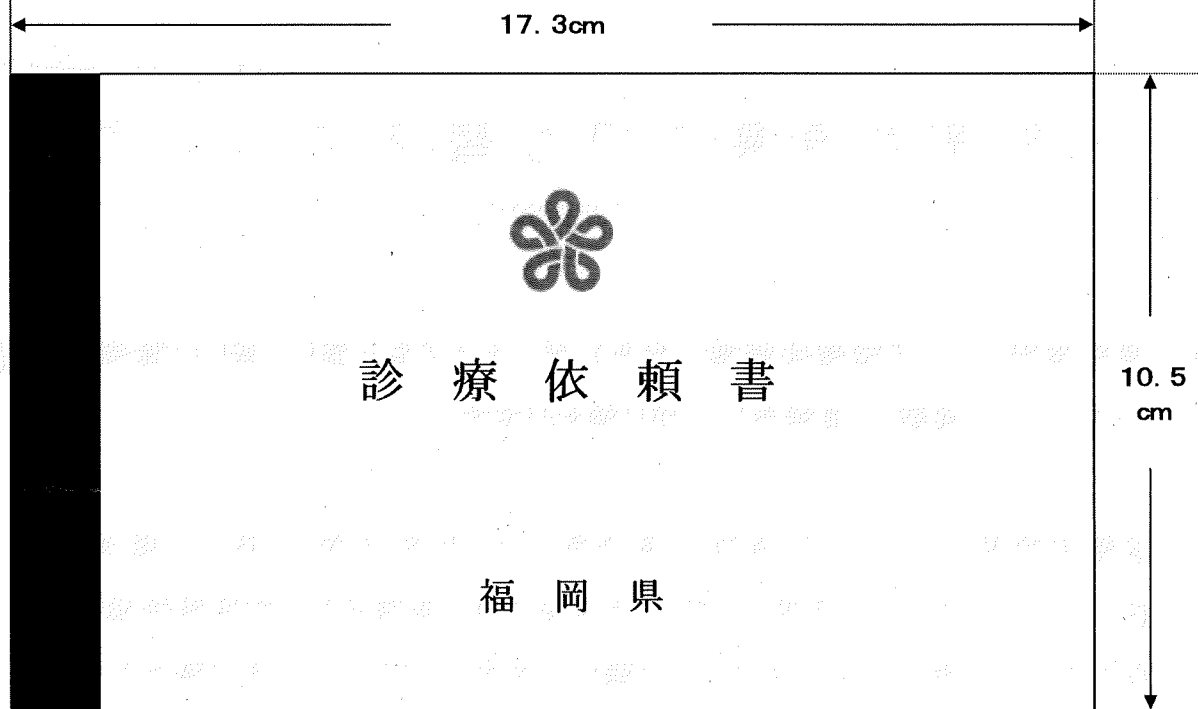
- ◎ 診療依頼書（A6サイズ（縦型）、黄緑色）につきましては、これまでと同様の取り扱いとなりますが、特に以下の点についてご留意いただきますよう、あわせてお願いいたします。

※ 「確認票」のページに診療依頼書証紙の貼付または確認印の押印があるか。
（「確認票」のページに証紙または確認印のない月は診療が受けられません。）

※ 本人支払額の有無 ： 世帯によっては「確認票」のページに記載のある場合があります。

福岡県福祉労働部 保護・援護課
福岡県保健福祉（環境）事務所

【現在使用中の診療依頼書サイズ】



【平成30年10月以降、使用する診療依頼書サイズ】

